

## 定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

### 記

#### 1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
<p>市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域安全課 （環境政策室、高岡斎場）</li><li>・ 共創まちづくり課 （多文化共生室、消費生活センター、地区連絡センター、伏木支所、戸出支所、中田支所）</li></ul> <p>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までに執行された所掌事務事業について</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日 ） 平成 31 年 4 月 26 日</p>

#### 2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄      玉 井 隼 也

#### 3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

#### 4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

#### 5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。  
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

##### (1) 意見

ア 高岡斎場について、供用開始から 10 年が経過していることから今後、修繕等の費用の増加が見込まれる。引き続き安定的な火葬業務が提供できるよう、計画的な施設の維持管理に努められたい。

[地域安全課(高岡斎場)]

イ 出入国管理法の改正に伴い、今後、新たな外国人労働者の増加が見込まれるが、外国籍市民を取り巻く状況の変化に応じ、引き続き地域住民との交流を深める機会を提供するなど、外国籍市民が地域社会の一員として共に安心して生活できるよう多文化共生社会の推進を図られたい。

[共創まちづくり課 (多文化共生室)]